



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

いわゆるバーチャルオンリー株主総会の開催の是非に関する近時の判例及びコーポレートガバナンスコードの改訂案のポイントをご紹介します。

◆バーチャルオンリー評議員会の解任決議を無効とした事例（東京地判令和8年4月7日）

1. 事案の概要

令和7年10月6日、一般財団法人日本経営史研究所は、評議員会を開催しました。同会は専らオンライン会議システムを用いて行われ、出席者の全員が同システムを用いて会議に参加していました。会議では、評議員6名が出席し、それにより理事2名の解任決議が可決されました。

こうしたところ、解任された理事2名がオンライン会議システムを利用した決議は違法である旨主張して、解任決議の取消しを求めて提訴しました。

2. 判決要旨

裁判所は、会社法は開催場所を定めないバーチャルオンリー株主総会を原則として認めていないところ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」といいます。）においても、同様にバーチャルオンリー評議員会は法令に違反するとして、解任決議の取消しを認めました。

3. コメント

会社法831条1項及び一般法人法266条1項は、株主総会等ないし社員総会等の決議事由を次の通り定めています。

- (1) 株主総会等（社員総会等）の招集の手段または決議の方法が法令・定款に違反し、又は著しく不公正なとき
- (2) 株主総会等（社員総会等）の決議の内容が定款に違反するとき
- (3) 特別利害関係人が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたとき

会社法は、株主総会の招集に当たり、「場所」を定めるよう求めています（会社法298条）。この「場所」とは、株主が質問し、説明を聞く機会を確保する観点から、物理的に入場することができる場所を意味すると解されており、バーチャルオンリー株主総会は、現行会社法下では開催が難しいと考えられています。こうしたことから、裁判所は、会社法がバーチャルオンリー株主総会を基本的に想定していないとした上で、同趣旨の規定を置く一般法人法も同様と考えられるから、バーチャルオンリー決議は違法であると判断しました。

なお、以上の例外として、産業競争力強化法が一定の要件の下にバーチャルオンリー株主総会を認めています。具体的には、上場会社が、経産大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、定款に定めを置くことによって、バーチャルオンリー株主総会の開催が認められます。

◆コーポレートガバナンスコードの改訂

東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス

コード（以下「CGコード」）について、令和8年4月に改訂案が公表され、遅くとも令和9年7月までに新CGコードを前提とした対応が求められる見込みですので、その改訂内容をご紹介します。

1. 原則のスリム化

現行CGコードは、5つの基本原則、31個の原則、47個の補充原則（計83個）により成り立っていますが、今回の改訂により、4つの基本原則、26個の原則（計30個）へと整理されます。

これにより、これまで原則または補充原則に挙げられていたものについては改訂後の原則またはその解釈指針に整理されることになりました。

2. 実務への影響が予想される改訂内容

まず、有価証券報告書を株主総会開催日前に提出するような環境整備を行うべきである旨が原則1-2に明記され、解釈指針として総会開催日の3週間以上前に提出されることが最も望ましいと述べられています。この改訂は、総会実務のみならず監査日程にも影響を及ぼすものであり、同原則に対してどのように対応するか、各社の姿勢及び説明に注目が集まりそうです。

次に、独立社外取締役を取締役会の過半数にするか、あるいは独立社外取締役を主要な構成員とする指名委員会・報酬委員会を設置するべきである旨が原則4-7に明記されます。この改訂は、機関設計の在り方の再検討が求められそうです。

また、政策保有株式への姿勢も原則1-4に明記されることになりましたので、今後の政策保株式への姿勢も再検討が求められそうです。

その他、取締役会に対して経営資源の配分が適切か否かにつき不断に検証を行うべきである旨が原則4-2に定められています。

3. コメント

今回の改訂で全体的にCGコードが組み直されますので、各原則を形式的に遵守することが求められるのではなく、各社の置かれた状況において各原則と如何なる方針で向き合うのか、より深度のある検討が必要になりそうです。

弁護士友成亮太、弁護士門屋徹

法務トピックス

◆民事訴訟法の改正（令和8年5月21日施行）

今回の改正により、民事裁判が全面デジタル化されます。訴状や準備書面等の書類は24時間いつでもオンラインで提出が可能になり（弁護士はオンライン提出が義務化）、証人尋問や和解手続きもWeb会議で行うことができるようになります。遠方での裁判もオンライン参加ができるようになるため、移動の時間・費用が大幅に削減され、裁判全体の期間短縮が期待されます。